

八幡市随意契約見積心得

(趣旨)

第 1 条 この心得は、八幡市が行う業務の契約を、随意契約により行う場合の見積者の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(法令等の遵守)

第 2 条 見積書の提出を求められた者（以下「見積人」という。）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、八幡市財務規則（昭和 52 年八幡市規則第 14 号）その他関係法令及びこの心得を遵守しなければならない。

(仕様書等の熟覧)

第 3 条 見積人は、契約担当職員（以下「担当職員」という。）が示す仕様書、図面、現場説明書及び現場等を熟覧のうえ見積りを行わなければならない。この場合において、仕様書、図面、設計書等について疑義があるときは、担当職員の説明を求めることができる。

(見積り等)

- 第 4 条 見積人は、見積書を作成し、封かんのうえ件名及び見積人の氏名を記載し、見積依頼者又は見積依頼で指定した場所及び日時に、提出しなければならない。担当職員が見積書の様式（別記様式第 2 号）を指定した場合は、当該様式による見積書を作成すること。
- 2 見積書に記載する金額は、見積人が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の 110 分の 100 に相当する金額とすること。ただし、指名通知等で別に定めた場合は、この限りではない。
 - 3 見積書の日付は、見積書を作成した日を記入すること。ただし、指名通知等で別に定めた場合は、この限りではない。
 - 4 見積依頼書又は見積依頼で郵送による見積書の提出を認めた場合において、見積書を郵送しようとするときは、二重の封筒とし、表封筒に「〇〇見積書在中」と朱書し、中封筒に「〇〇見積書」と記載し、担当職員あて親展で提出しなければならない。
 - 5 前項の見積書が、見積依頼書又は見積依頼で指定した日時までに到着しないときは、当該見積りは無効とする。
 - 6 見積書を提出した後は、これに引換え、変更し、又は取消することはできない。

(見積りの辞退)

- 第 5 条 見積人は、見積合わせが完了するまでは、いつでも見積りを辞退することができる。
- 2 見積人が見積りを辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより行うものとする。
 - (1) 見積合わせ前にあつては、見積辞退届を当該契約担当課に直接持参し、又は郵送（見積日の前日までに到達するものに限る。）するものとする。担当職員が見積辞退届の様式（別記様式第 1 号）を指定した場合は、当該様式による見積書を作成すること。

(2) 見積り合わせ中であっては、見積り辞退の旨を見積り書に記載し見積り執行者に提出するものとする。

3 見積りを辞退した者は、これを理由として不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な見積りの確保)

第 6 条 見積り人は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(見積り合わせの中止等)

第 7 条 見積り人が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、見積り合わせを公正に執行することができないと認めるときは、当該見積り人を見積り合わせに参加させず、又は見積り合わせの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

2 見積り合わせに際して天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取りやめることがある。

(無効の見積り)

第 8 条 次の各号の一に該当する見積りは、無効とする。

- (1) 見積りについて、当方から示した以外の条件を付した見積り
- (2) 記名押印を欠く見積り
- (3) 金額を訂正した見積り
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積り
- (5) 明らかに不正によると認められる見積り
- (6) 同じ見積り合わせに 2 以上の見積りをした者の見積り
- (7) その他この心得に違反した見積り

(契約の相手方の決定)

第 9 条 契約の相手方は、予定価格の制限の範囲内で最低（収入の原因となる契約にあっては最高）の価格を持って見積りしたものとする。

2 契約の相手方となるべき同価格の見積りをした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該見積りをした者にくじを引かせて契約の相手方を決定する。

3 前項の場合において、当該見積りをした者のうちくじを引かないものがあるときは、これに代わって当該見積りに関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(再度見積り)

第 10 条 提出された見積り書に予定価格を満たすものがないときは、必要に応じ再度見積りを行わせることができる。ただし、第 1 回目の見積り合わせに参加しなかった者は、参加できない。

(契約保証金)

第 11 条 決定された契約の相手方は、契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約

金額が 500 万円未満の工事請負契約又は業務委託に係る委託契約若しくは契約保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りではない。

- 2 契約金額が 500 万円以上の工事請負契約にあつては、契約金額の 100 分の 10 の契約保証金を納付しなければならない。ただし契約保証金の納付は、八幡市財務規則第 83 条第 1 項に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

(契約書等の提出)

第 12 条 契約書の作成を要する場合においては、契約の相手方は担当職員から交付された契約書の案に記名押印し、契約の相手方と決定した日の翌日から起算して 7 日以内に、これを担当職員に提出しなければならない。ただし、担当職員の書面による承諾を得たときは、この期間を延長することができる。

- 2 契約の相手方が、前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、契約の相手方としての資格を失う。
- 3 契約書の作成を要しない場合においては、契約の相手方は、契約の相手方と決定した日の翌日から起算して 7 日以内に請書を担当職員に提出しなければならない。ただし、担当職員が、その必要がないと認めて指示したときは、この限りではない。
- 4 契約の相手方が、前項に規定する期間内に請書の提出をしないときは、契約の相手方としての資格を失う。

(異議の申立)

第 13 条 見積人は、見積書提出後、この心得、仕様書、図面、設計書、現場説明書及び現場等についての不明又は錯誤等を理由として、異議を申し立てることはできない。

(その他)

第 14 条 この心得に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この心得は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この心得は、平成 24 年 10 月 10 日から改訂する。

附 則

この心得は、平成 26 年 4 月 1 日から改訂する。

附 則

この心得は、令和 2 年 4 月 1 日から改訂する。

別記様式第1号（第5条関係）

見 積 辞 退 届

件 名

上記について指名を受けましたが、都合により見積りを辞退します。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

八幡市長

様

別記様式第2号（第4条関係）

見 積 書

| | |
|--|--|
| 金 額 | |
| 工 事 名 等 | |
| 工 事 等 番 号 及 び 場 所 | |
| <p data-bbox="261 936 1394 1032">上記のとおり、設計書、仕様書、図面及び現場等を熟覧し、八幡市 随意契約見積心得を承諾のうえ、見積りいたします。</p> <p data-bbox="300 1189 549 1223">年 月 日</p> <p data-bbox="667 1442 1362 1599">住 所 商号又は名称 代 表 者 氏 名 印</p> <p data-bbox="261 1816 735 1850">八幡市長 様</p> | |